

米国特許情報

Supernus 事件に基づき特許権者が追加の PTA を取得するために
従うべき新たな手続が官報にて公表される

2019年05月27日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

1. はじめに

USPTO に起因する審査の遅延が生じた場合、その遅延分に相当する日数分だけ特許権存続期間の調整 (PTA) により加算されます。これに対し、出願人に起因する遅延が生じた場合、その遅延分が、特許権存続期間の調整により差し引かれます。米国特許法第 154 条(b)は、USPTO に起因する遅延に対し、一日単位で PTA を計算する旨、規定するものです。

特許権存続期間の計算に際し、出願人による遅延 ("applicant delay") としてプロセキューションの終結のために**相応の努力**を払った期間が特定された場合、当該期間に相当する日数だけ、所定期間内に、特許権の満了日の延長を USPTO に対して求める権利を特許権者は有しています。

USPTO は、*Supernus Pharm., Inc. v. Iancu* の判決 (2019 年 1 月 23 日) に基づいて、特許権者が追加の PTA を取得するために従うべき新たな手続を 2019 年 5 月 9 日付の官報により公表しました。

この官報による通知によれば、特許権者は、遅延を回避できたであろう確認可能な努力がなかった期間における、出願人による遅延の控除に基づいて PTA の裁定に対して再考を求めることができるようになりました。今回の通知の内容について、以下に説明します。

【全5頁】

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。